

八戸市被災者定着促進事業賃貸住宅定住補助金交付要綱

制定：平成 25 年 7 月 1 日
改正：平成 26 年 4 月 1 日
改正：平成 27 年 4 月 1 日
改正：平成 28 年 4 月 1 日
改正：平成 29 年 4 月 1 日
改正：平成 30 年 4 月 1 日
改正：平成 31 年 4 月 1 日
改正：令和 2 年 4 月 1 日
改正：令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東日本大震災による被災地域において安定的な生活基盤（住まい）の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し復興まちづくりを推進するため、賃貸住宅へ定住する被災者等に対し、移転に要する費用及び生活費の一部について、令和 2 年度予算の範囲内で八戸市被災者定着促進事業賃貸住宅定住補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和 61 年八戸市規則第 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象となる者は、市内において被災者（東日本大震災により、居住していた住宅が被災し、当該被災した住宅（以下「被災住宅」という。）について全壊、大規模半壊又は半壊のり災証明書が交付されている者又は東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に伴い指定された避難指示区域内に原発事故が発生した当時居住して被災し、その旨を示す被災証明書が交付されている者をいう。）が居住するための住宅に係る賃貸借契約を新たに締結する当該被災者又はその者の 3 親等以内の親族とする。

2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象としない。

- (1) 被災住宅の滅失手続をとっていない者。ただし、特段の事情があると市長が認めたときはこの限りでない。
- (2) 過去に本補助金の交付を受けている者
- (3) 過去に被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第 3 条第 2 項第 3 号の加算金の支給を受けている者又は支給対象となる者
- (4) 他の制度による移転補助金等の交付を受けている者又は交付対象となる者
- (5) 新規の賃貸住宅等の契約締結日及び入居日が平成 23 年 3 月 11 日から令和 4 年 3 月 31 日まで以外の者
- (6) 新規の賃貸住宅等の契約期間が 1 年未満の者
- (7) 東日本大震災による住宅の被災又は原発事故による被災を賃貸住宅への定住の直接の動機としない者

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、被災者が 1 人の世帯のときは 120,000 円、被災者が 2 人以上の世帯

のときは160,000円とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、八戸市被災者定着促進事業賃貸住宅定住補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 被災証明書(原発事故の被災者にあつては、被災証明書)の写し
- (2) 建物賃貸借契約書の写し
- (3) 被災住宅の滅失が確認できる書類の写し(第2条第2項第1号ただし書の適用を受ける場合を除く。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、当該申請書の内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、八戸市被災者定着促進事業賃貸住宅定住補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、補助金の不交付を決定したときは、八戸市被災者定着促進事業賃貸住宅定住補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(定住完了報告)

第6条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助金の交付決定に係る賃貸住宅に転居したときは、八戸市被災者定着促進事業賃貸住宅定住補助金定住完了報告書(別記第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者の転居後の住民票の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(定住確認及び補助金確定)

第7条 市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等により入居の確認をした上で補助金の額を確定し、八戸市被災者定着促進事業賃貸住宅定住補助金確定通知書(別記第5号様式)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、当該通知を受理した日から14日以内に八戸市被災者定着促進事業賃貸住宅定住補助金交付請求書(別記第6号様式)を市長に提出するものとする。

(交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があつたときは、速やかに補助決定者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。